

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画中間評価の概要について

平成25年8月19日
宮 城 県

はじめに

- 東京電力福島第一原子力発電所事故による被害等に対応するため、「震災以前の安全・安心なみやぎの再生～年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり～」を目標として、県は、目標達成に向けた総合的な対策についての基本的視点や個別取組方針を取りまとめた「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」を平成24年1月31日に策定した。
- 目標の達成期間は平成23年度から平成28年度までの期間だが、原発事故の収束の見通しが不透明なことから、当面、平成25年度までの3か年を第1期とし、当該期間において実施する具体的な事業・取組を取りまとめた「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」を策定し（平成24年3月19日）、更に平成25年度当初予算の状況等を踏まえて、実施計画を改訂し（平成25年3月9日）、事業を実施している。
- 現在、福島第一原発においては、汚染水の海洋流出対策実施の途上にあり、また、県内においては、依然として県内農林水産物等20品目において出荷制限が行われていたり、風評被害も認められるなど、「震災以前の安全・安心なみやぎの再生」には至っていない状況にあることから、第1期間における各事業の進捗や成果について中間評価を行い、これを基に次期計画を策定することとしている。

総 括

【事業・取組の方向性と延べ数】

維 持	拡 充	統 合	縮 小	廃 止	計
88	16	1	11	23	139

実施計画に掲載している延べ139事業の取組について分析したところ、事業は「妥当」であり、実施の結果「成果があがり」、実施過程も「概ね効率的」との評価が大半を占めた。今後の方向性として「維持」すべきものが88事業となり、全体の約63%となっている。

「拡充」・・・延べ16事業（全体の約12%）：PR活動の更なる充実や、放射性物質吸収の原因とその対策の検討等。

「統合」・・・1事業（全体の約0.7%）

「縮小」・・・延べ11事業（全体の約8%）：安全性に関しては問題ないものの、県民の不安解消のため測定頻度は少なくするものの引き続き実施する等。

「廃止」・・・延べ23事業（全体の約17%）：国の補助事業の終了や検査機器の改良・購入等事業の目的が達成されたり、事業における一定効果が実現された等。

各個別取組方針における評価結果

第1 放射線・放射能の監視・測定 課題：県民の放射線・放射能に関する不安が根強い等の理由から、今後も継続して検査を実施していく必要がある等。

- ・拡充の事業・取組は延べ4事業。出荷規制解除に向けた取組・支援の強化や、検査の更なる計画的・効率的な実施について検討していく等。
- ・縮小の事業・取組は5事業。安全性が確保されていることから、平成25年度より測定頻度を減らして対応することとしている等。
- ・廃止の事業・取組は2事業。事業完了により廃止とした等。 ・維持の事業・取組は延べ32事業。

第2 健康不安への配慮 課題：がん対策や健康づくりでの県目標達成に向け継続的な取組が必要である等。

- ・縮小の事業・取組は1事業。有識者会議での検討や確認検査から、健康への悪影響は低いと考えられるが、がん検診の受診勧奨、生活習慣の改善等には引き続き取り組むことから、縮小の方向性。

第3 汚染・被害の拡大防止 課題：農林水産物等の規制基準値超過要因の解明及びその効果的対応策の実施、大都市を中心とした風評被害の払拭、検査測定器の適切な維持管理が必要である等。

- ・拡充の事業・取組は延べ10事業。除染の成果を基に、出荷規制解除に向けて検査を計画的・効率的に実施する等。
- ・縮小の事業・取組は延べ5事業。業績が悪化した事業者への補助は状況が回復しつつあるが、一部で改善していないため、規模を縮小して継続する等。
- ・廃止の事業・取組は延べ14事業。事業完了により廃止とした等。 ・維持の事業・取組は延べ36事業。

第4 放射線線量低減化対策 課題：個別事情により課題等が異なる汚染状況重点調査地域指定各市町のニーズに沿った支援が必要。指定市町以外でも放射線に対する不安は継続しているから継続して支援が必要である等。

- ・廃止の事業・取組は延べ2事業。今年度には事業が完了する見込みであるため廃止する等。 ・維持の事業・取組は延べ7事業。

第5 汚染物・廃棄物の処理 課題：指定廃棄物の最終処分場の設置が遅れている等。

- ・拡充の事業・取組は1事業。浄水場での保管スペースが限界に近づいている100Bq/kg超の浄水発生土の早期の場外搬出に向けた取組を拡充。
- ・統合の事業・取組は1事業。林業関係で「広葉樹資源の利用と安全性確保対策」として課題の統合を検討。
- ・廃止の事業・取組は1事業。平成25年度をもって事業が終了。 ・維持の事業・取組は3事業。

第6 損害への対応 課題：東京電力の賠償対象期間や対象項目が限定され、賠償基準外の請求は不利な状況。また、時効に関する東京電力の対応が不明瞭な点がある等。

- ・維持の事業・取組は2事業。今後も県民会議を通じて、国及び東京電力に対し、事故対策に係る要望・要請を行っていくとともに、民間事業者等の損害賠償請求を支援していく方向で、次期実施計画を検討。

第7 正しい知識の普及・啓発 課題：より多くの被害者にわかりやすく情報提供を行うため、広報誌やホームページによる周知方法の改善について検討が必要である等。

- ・拡充の事業・取組は1事業。本県の安全・安心をPRし、風評の影響を払拭するために不特定多数の方々に対して、直接的で効果的なPRを行う等。
- ・廃止の事業・取組は4事業。県全体での取組から、個別の復興状況に合わせて、関係団体での取組に移していく等。 ・維持の事業・取組は8事業。